

訴えの提起の件（貸金等請求）

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

貸金等請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 札幌市豊平区在住者（以下「A」という。）

札幌市中央区在住者（以下「B」という。）

3 訴えを提起する裁判所

札幌地方裁判所

4 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

ア 被告らは、連帯して、原告に対し、金21,487,523円及び内金9,092,886円に対する令和6年11月1日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を支払え

イ 訴訟費用は被告らの負担とする

との判決及びアにつき仮執行の宣言を求める。

(2) 請求の原因

ア 原告は、被告Aとの間で、平成13年10月17日付けで札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付要綱（旧札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要綱）に基づき宅地取得資金及び住宅新築資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、被告Aに対して、利息を年2%として同年11月15日付けで宅地

取得資金の元金5,900,000円及び住宅新築資金の元金7,600,000円の合計13,500,000円の貸付けを行い、被告Aは、同年12月から令和8年10月まで、毎月末日限り、宅地取得資金については25,007円ずつを、住宅新築資金については32,212円ずつを、同年11月末日限り、宅地取得資金については24,969円を、住宅新築資金については32,380円を、それぞれ償還することとなった（これらの元金に係る違約金は年10.75%の割合）。

イ 被告Bは、上記アの金銭消費貸借契約に係る貸金債務について、書面により連帯保証した。

ウ 被告Aは、正当な理由なく3月以上貸付金の償還を怠っているため、原告は、被告Aに対して、上記アの金銭消費貸借契約に基づく貸付金を一時に（令和6年9月30日までに）償還するよう、履行期限の繰上げを通知した。

エ 被告らは、これまで宅地取得資金について元利合計2,988,102円を、住宅新築資金について元利合計3,584,564円を、それぞれ償還したが、未償還分がある。

オ よって、原告は、被告らに対し、上記(1)ア記載のとおり金員の支払を求める。

## 5 訴え提起の理由

本市が訴えを提起しようとする相手方は、本市からの催告にもかかわらず償還に全く応じず、又は僅かな金額の償還を行うのみであり、償還を完了する見通しが立たない状況にある。

よって、相手方に対して上記4(1)ア記載の金員の支払を求める訴えを提起する。

## 6 訴訟追行について

本件訴えの提起後において、その目的達成のために必要がある場合には、訴え又は当事者の追加又は変更等を行うことができるものとする。

（理 由）

本市からの貸付金を滞納した者及びその連帯保証人に対して貸金債務又は保

証債務の履行を求める訴えを提起するため、本案を提出する。